

岩倉市農地利用最適化推進委員の推薦・募集要領

現職の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律（以下、「法」といいます。）第19条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員を以下のとおり募集します。

1 推薦又は募集の対象

農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に熱意と識見を有する者。

2 推荐又は募集の期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

3 推荐又は応募の資格要件

推薦を受け、又は応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ① 法令等上兼職が禁止されている職に就いていない方
- ② 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- ③ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者でない方
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない方

4 推荐又は応募の方法

別添の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入し、岩倉市役所4階商工農政課へ提出してください。なお、郵送による提出も可とします。（当日消印有効）また、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

- ※ 推荐を受け、又は応募する人の本籍地の市町村（市民課、住民課等）が発行する「身分証明書」を必ず添付してください。
- ※ 法律等の規定により、推薦書又は応募申込書に記載された事項については、推薦をする者（個人に限る。）、推薦を受ける者及び応募する者の住所を除き、全て公表となりますのでご承知ください。
- ※ メール及びFAXによる提出は受け付けしません。

5 審査項目

- ・ 推進委員の活動（耕作放棄地の調査・防止・指導・相談など）が可能か
- ・ 経歴（職歴）、地域活動歴から推進委員としての活躍が期待できるか
- ・ 農業経営の状況から推進委員としての活躍が期待できるか
- ・ 推荐理由や応募の理由又は動機から、熱意と意欲があるか
- ・ 青年、女性、農業関係団体からの推薦など

6 候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が定数を超えた場合、又は農業委員会が必要と認めた場合は、岩倉市農業委員会委員候補者等選考委員会において候補者を選考します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

7 結果通知

結果通知は、令和8年5月中旬までに本人宛てに郵送する予定です。

8 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考など法に規定する業務以外の目的に使用することはありません。

9 募集人数

3人（3地区）

（岩倉市農業委員会の委員及び岩倉市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例で規定する定数）

10 任期

委嘱の日から令和11年7月19日まで

11 農地利用最適化推進委員の主な業務

担当地区において、農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消（現地調査を含む）などを図るための調査等が主な職務となります。定期的な会議は予定していませんが、農業委員会の総会（毎月25日前後）に出席していただき、報告等していただく場合があります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

12 身分及び報酬額

農業委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の公務員であり、非常勤の職員となります。報酬は、岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき月額支給となります。

13 推薦又は応募していただいても、必ずしもこれらの委員の候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

14 推薦又は応募の問合せ先

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市役所 4階 建設部 商工農政課内 農業委員会事務局

電話 0587（66）1111 内線642